

国土交通省・総務省・財務省において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）第20条※等に基づき、公共工事の発注者が適正化指針（同法第18条第1項）に従って講じた措置の状況－入札契約の適正化の取組状況－について、毎年度、調査を行い結果概要を公表。

※参考条文

（措置の状況の公表）

第二十条 國土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 國土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 國土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

調査対象者

入契法の適用対象である以下の各発注者（計 1,927団体）

国（省庁等）：19機関

特殊法人等：120法人

地方公共団体：47都道府県、20指定都市、1,721市区町村

調査対象時点

令和7年6月1日現在

（一部の項目は令和6年度末時点）

主な調査項目

- 入札契約方式
 - 一般競争入札・総合評価落札方式の導入、電子入札・電子契約の導入
 - 情報の公表方法・公表状況
- 入札契約情報の公表
 - 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入、低入札価格調査の基準価格等の算定式・公表時期
 - 国交省直轄工事における標準歩掛と異なる独自歩掛け作成、資材単価の更新、請負代金内訳書における法定福利費の明示
 - 工期における猛暑日考慮の有無及び方法、時間外労働規制適用を踏まえた工期設定の取組、週休2日工事等の実施
 - 「さ・し・す・せ・そ」の取組
 - 情報共有システム（ASP）の導入、スライド条項の運用基準の策定、工事請負契約書における変更契約に関する規定の有無
 - 市町村の発注職員の育成に関する支援、発注関係事務における民間企業・公益法人・地方公共団体等の活用
- ダンピング対策
- 適正な予定価格の設定
- 適正な工期の設定
- 施工時期の平準化
- 円滑・適正な施工の確保
- 発注体制の補完等

主な調査結果

ダンピング対策、週休2日工事等の実施、スライド条項の運用基準策定において昨年度に引き続き取組が進展し、昨年度課題として見られた工期設定に当たっての猛暑日考慮についても取組が進んだものの、市区町村では実施が半数を下回り引き続き課題。

（次ページ以降参照）

→ 引き続き、会議等の場も活用しつつ、調査結果を共有するとともに入札契約の適正化に向けた更なる働きかけを推進

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

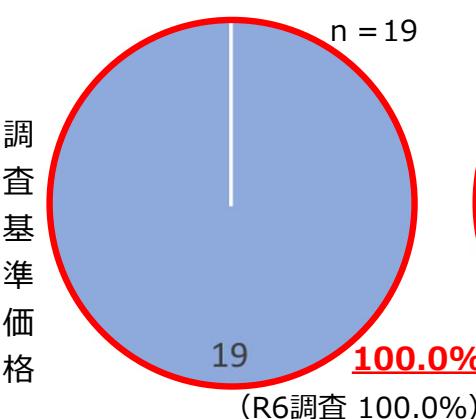
令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和7年6月1日時点）より

- ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。 <適正化指針：第24(1)>
- 各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。 <適正化指針：第24(3)>

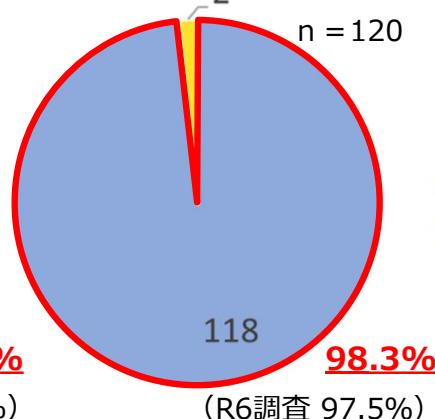
低入札価格調査の基準価格、最低制限価格の算定式については、各団体において最新の中央公契連モデルやそれ以上の水準の独自モデルの使用が進み、国、特殊法人等、都道府県、指定都市ではほぼすべての団体※が最新の中央公契連モデル以上の水準を採用している。

※ 制度未導入である団体を除く。

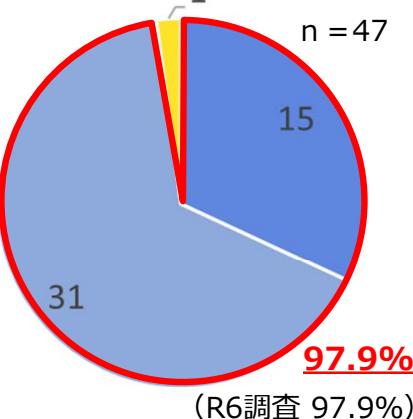
国（省庁等）



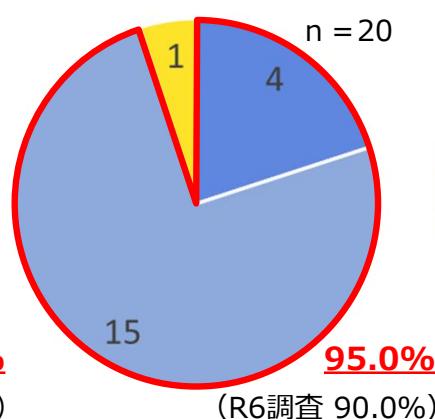
特殊法人等



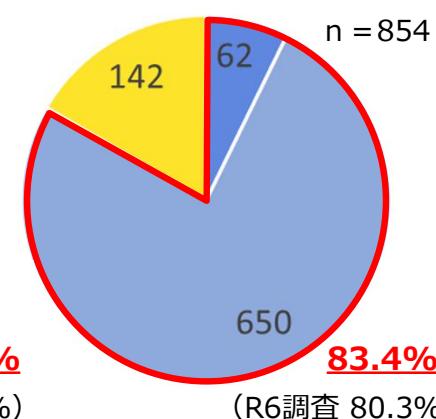
都道府県



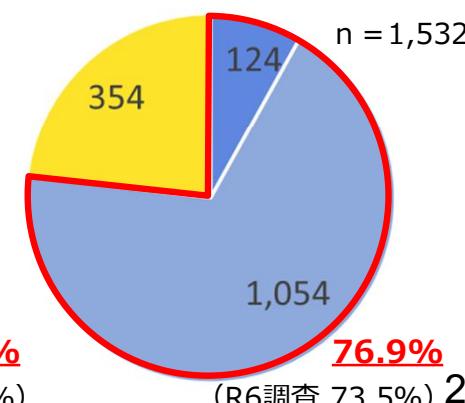
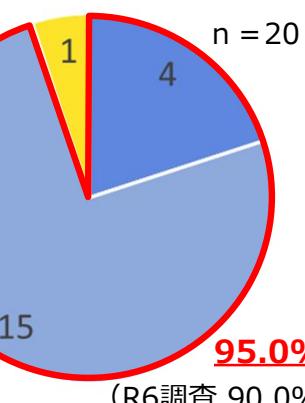
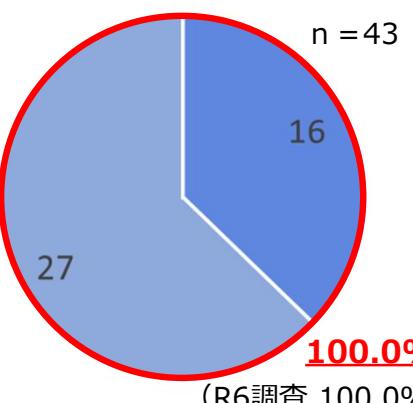
指定都市



市区町村



最低制限価格



■ : 独自モデル（R4中央公契連モデル以上の水準）

■ : R4中央公契連モデル相当の水準

■ : その他

* 制度を導入していない団体や算定式が未策定である団体は、グラフから除いている。

働き方改革の推進 – 工期の設定に当たっての猛暑日の考慮

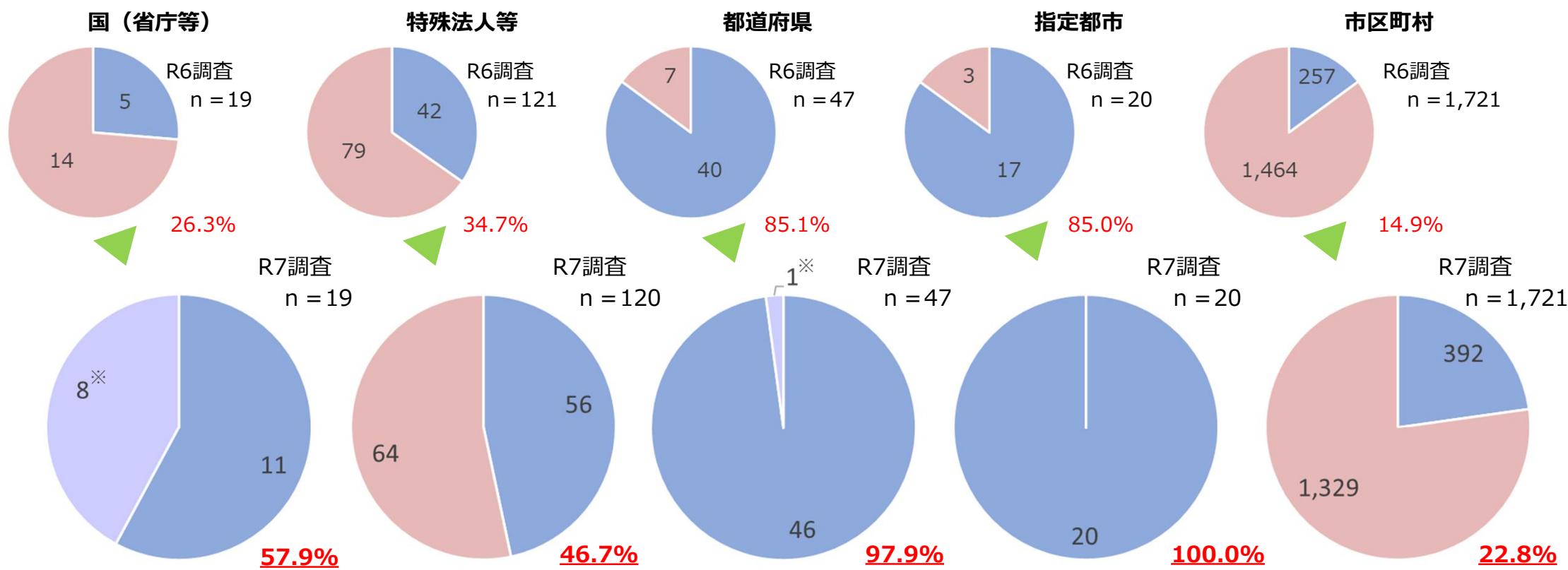
公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和7年6月1日時点）より

- …工期の設定に当たっては、工期に関する基準（令和2年7月20日中央建設業審議会決定・勧告）に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するとともに、…適正な工期を確保するものとする。
- イ～ハ（略）
 ニ 降雨日、猛暑日、降雪・出水期等の作業不能日数
 ホ・ヘ（略）
- ＜適正化指針：第2 5(1)＞

工期設定に当たっての猛暑日考慮※については、各団体において取組が進み、国・特殊法人等では約半数、都道府県・指定都市ではほぼすべての団体が実施しているものの、市区町村では4分の1程度にとどまる。

※ 初当発注段階で工期を計算する際に、猛暑日を工事の不稼働日としてあらかじめ工期に加算している場合を指す。



働き方改革の推進 – 週休2日工事等の実施

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和7年6月1日時点）より

- …根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることとなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
- …工期の設定に当たっては、工期に関する基準（令和2年7月20日中央建設業審議会決定・勧告）に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するとともに、…適正な工期を確保するものとする。
 - イ 公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）
 - ロ～ヘ（略）

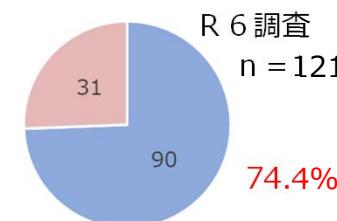
<適正化指針：第2 5(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体が増加し、国・都道府県・指定都市では全団体、特殊法人等では約9割、市区町村でもおよそ4分の3まで増加した。

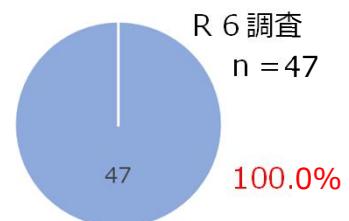
国（省庁等）



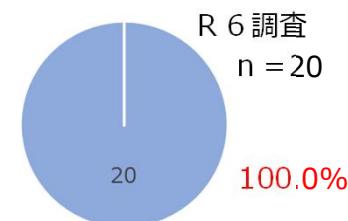
特殊法人等



都道府県



指定都市



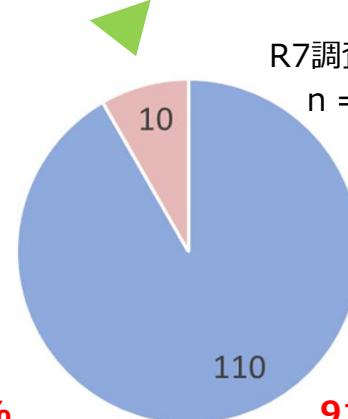
市区町村



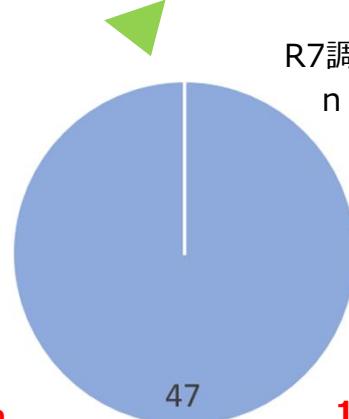
R7調査
n = 19



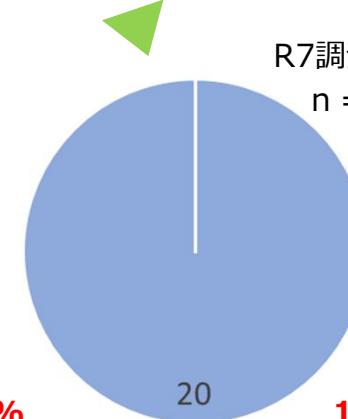
R7調査
n = 120



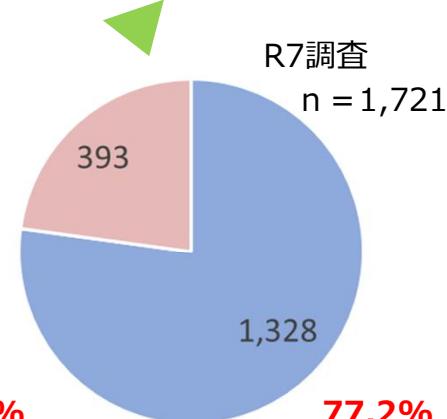
R7調査
n = 47



R7調査
n = 20



R7調査
n = 1,721



■ : 実施している ■ : 実施していない

円滑な価格転嫁の推進 – スライド条項の運用基準の策定

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

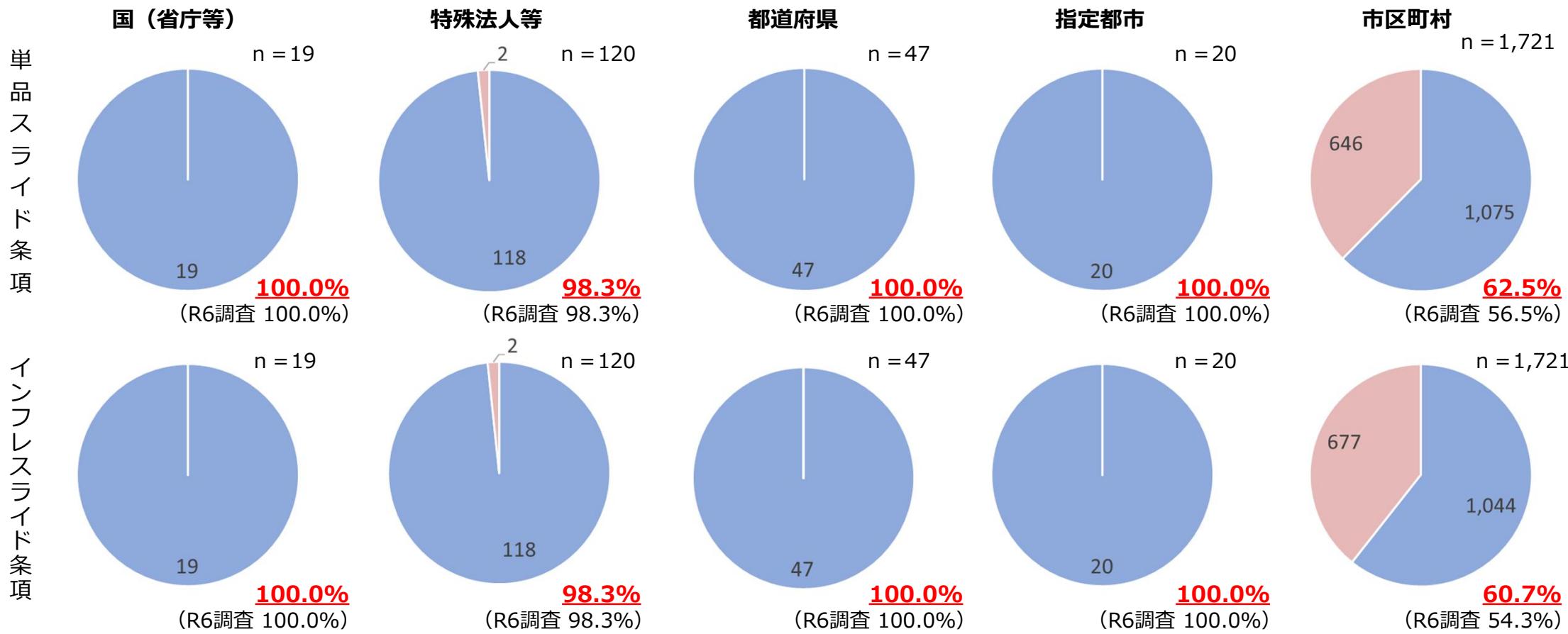
令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和7年6月1日時点）より

- …工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、…。

＜適正化指針：第25(4)＞

単品スライド条項※やインフレスライド条項※の運用基準については、取組が遅れていた市区町村でも、策定している団体が6割を超える、取組が進捗している。

※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項、第6項



適正な予定価格の設定 – 最新の公共工事設計労務単価の適用

令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和7年6月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

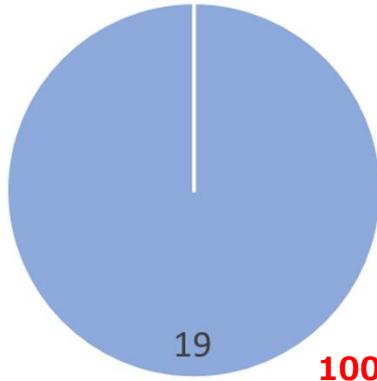
○…予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、…建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適切な積算を行うものとする。

<適正化指針第24(1)>

公共工事設計労務単価については、国、特殊法人等、都道府県、指定都市、市区町村の各団体において、ほぼ全ての団体で、最新の単価を適用している。

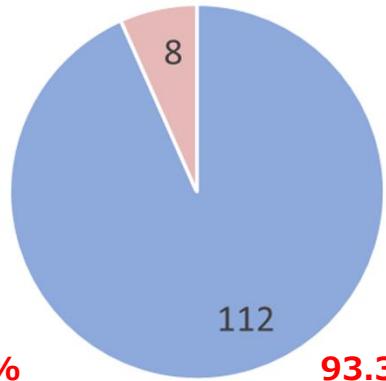
国（省庁等）

n = 19



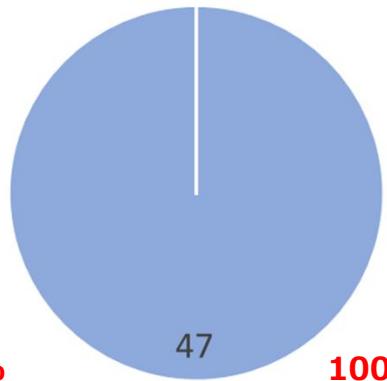
特殊法人等

n = 120



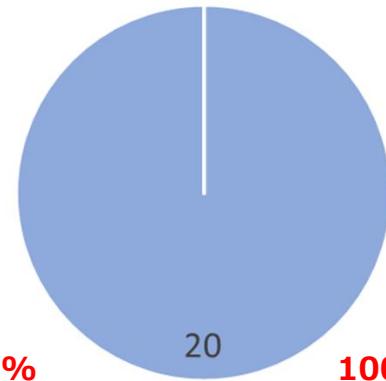
都道府県

n = 47



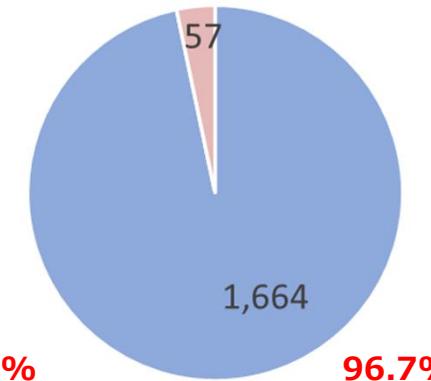
指定都市

n = 20



市区町村

n = 1,721



■ : 最新の単価を適用している ■ : 最新の単価を適用していない

適正な予定価格の設定 – 独自の歩掛の作成

令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和7年6月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

- …予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、…建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適切な積算を行うものとする。

<適正化指針第24(1)>

※参考 「公共工事の円滑な施工確保について」(令和6年12月18日付け総行行第543号、国不入企第35号)抜粋

2. 適正な価格による契約について

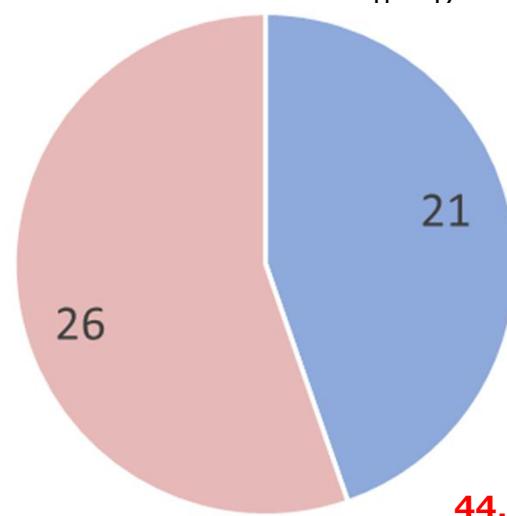
(1) 適正な予定価格の設定について

- …積算に用いる歩掛等が現場実態と合わないと認められる場合においては、見積書を徵すこと等により、適切な歩掛等を設定するなど、適正な予定価格の設定のために必要な措置を講ずるよう努めること。

国交省直轄工事における標準歩掛とは異なる独自の歩掛については、都道府県、指定都市では約半数の団体が作成している。

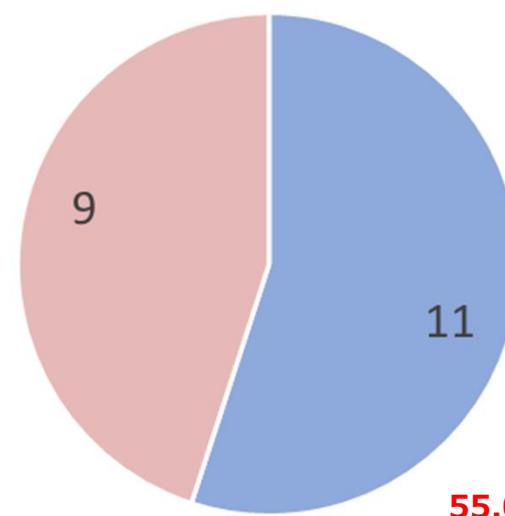
都道府県

n = 47



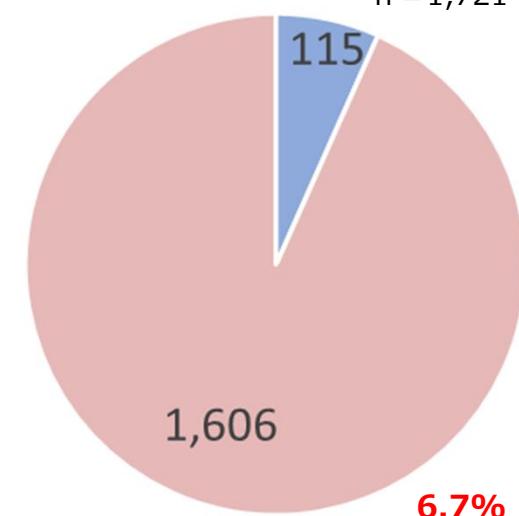
指定都市

n = 20



市区町村

n = 1,721



独自の歩掛の作成
■ : 作成
■ : 未作成

44.7%

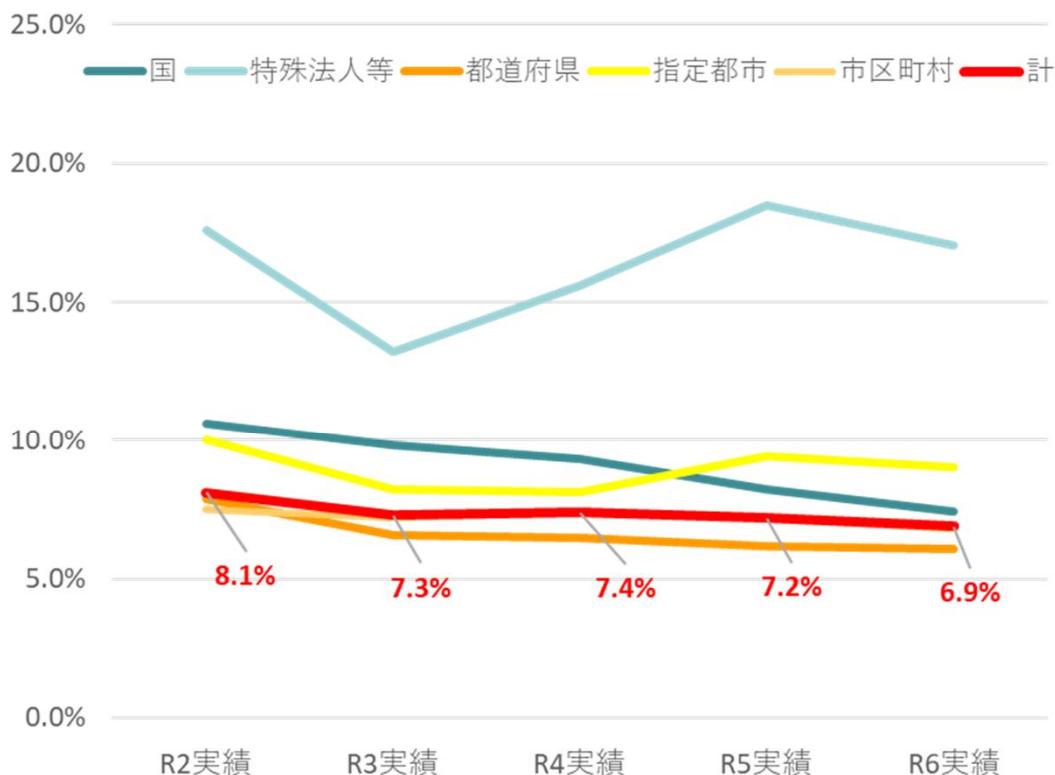
55.0%

6.7%

不調・不落の発生率

令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和7年6月1日時点)より

- 不調・不落の発生率は、公共工事全体として10%未満を減少傾向で推移。
- 国、都道府県、市区町村いずれにおいても減少傾向で、特殊法人等、指定都市においても令和2年度と比較すると減少。



	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績
国	10.6%	9.8%	9.3%	8.2%	7.4%
特殊法人等	17.6%	13.2%	15.6%	18.5%	17.1%
都道府県	7.9%	6.6%	6.5%	6.2%	6.1%
指定都市	10.0%	8.2%	8.1%	9.4%	9.0%
市区町村	7.5%	7.2%	7.4%	7.2%	6.8%
計	8.1%	7.3%	7.4%	7.2%	6.9%

※不調・不落の合計件数を集計している団体

※不調・不落の発生率=不調・不落の合計件数÷全競争入札の契約件数

※全競争入札の契約件数=一般競争・指名競争入札での契約件数+不調・不落の合計件数